

競技者及び役員倫理規程

福井県バレーボール協会

(目的)

第1条 この規程は、福井県バレーボール協会関係の競技者（選手、チーム、チーム関係者を含む）及び役員が、それぞれの責務に反し、スポーツ関係者としての倫理に照らして逸脱する行為を行うことのないよう、注意を喚起することを目的として定める。

(競技者及び役員の責務)

第2条 競技者及び役員は、（公財）日本バレーボール協会及び当協会の定めた諸規程や決定事項を遵守し、競技規則を守り、常に品位と名誉を重んじつつ、フェアプレーの精神に基づいて行動し、バレーボールの健全な普及・発展に努めなければならない。

(禁止事項)

第3条 次に掲げる行為を禁止する。

- (1) 競技者又は役員として著しく品位又は名誉を傷つけるようなこと。
- (2) セクシャルハラスメント、パワーハラスメント、暴力行為、個人的な差別等人権尊重の精神に反する言動をとること。
- (3) 参加申込をした競技会に無届けで棄権すること。
- (4) 予選会で上位大会への参加資格を得たチームが、正当な理由なく福井県代表として出場しないこと。
- (5) 登録されていない選手、大会規程により参加資格のない選手が出場する（出場させる）こと。
- (6) 福井県代表として選抜された選手を正当な理由なく代表チームに参加させないこと。又は参加させないようにすること。
- (7) その他著しくスポーツマン精神に反する行為を行うこと。

(処分の内容及び手続)

第4条 処分の内容及び手続については次のとおりとする。

(1) 処分の内容

前条の禁止事項に違反した場合、競技者（選手、チーム、チーム関係者を含む）にあつては、競技会への出場及び参加資格の一定期間の停止又は永久の停止あるいはその他の処分、役員にあつては、役員資格の一定期間の停止又は永久の停止あるいはその他の処分を行う。ただし、違反の事実が当事者の故意ではなく軽微な場合は、注意又は警告にとどめる。

(2) 処分の手続

処分は、必要に応じて適任と認められる者をもって組織する倫理委員会で審議・決定し、常任理事会で承認する。処分を決定するに当たっては、公正を期するため、当事者の弁明の機会を設ける。

附則

- 1 細則については、必要に応じ別に定める。
- 2 この規程は、平成12年3月26日から施行する。
平成18年3月26日 一部改正
平成23年3月27日 一部改正